原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による

原爆症(認定疾病)の申請手続きについて

1 原爆症(認定疾病)とは

被爆者健康手帳をお持ちの方の現在治療を受けている病気やけがが、原子爆弾による放射線や熱線等が原因で起こったものであると厚生労働大臣が認定した場合に、その病気やけがのことを「認定疾病」といいます。

病気やけがが熱線等放射能以外の傷害作用による場合には、その人の治癒能力が放射能の影響を受けているということが認められると認定されます。

2 認定要件について

認定疾病の基本的な要件は次の2つです。

- ○病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるものであること (または治癒能力が放射能の影響を受けていること)
- ○現に治療を要する状態にあること

認定の対象となる病気やけが

対象となる病名等がはっきり決まっているわけではありません。

参考までに最近の認定事例から認定となっている病気やけがは、悪性腫瘍 (固形がんなど)、悪性リンパ腫、心筋梗塞、甲状腺機能低下症及び原爆白内障などがあります。

ただし、これらの病気やけがであっても認定されない場合もあります。

放射線起因性の判断について

平成25年12月16日に、新しい審査の方針が次のように改正されました。

(1) 悪性腫瘍 (固形がんなど)、白血病、副甲状腺機能亢進症

下記ア〜ウに該当する人が下記①〜③の疾病について申請した場合は、格段に反対すべき事由がない限り、申請された疾病と被曝した放射線との関係を原則的に認定することになりました。

ア被爆地点が爆心地より約3.5 km以内である者

- イ原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ウ原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者
- ① 悪性腫瘍(固形がんなど) ② 白血病 ③ 副甲状腺機能亢進症

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

下記ア〜イに該当する人が下記①〜③の疾病について申請した場合は、格段に反対すべき事由がない限り、申請された疾病と被曝した放射線との関係を<u>積極的に認定</u>することになりました。

ア被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者 イ原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

① 心筋梗塞 ②甲状腺機能低下症 ③ 慢性肝炎·肝硬変

(3) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)

下記アに該当する人が下記①の疾病について申請した場合は、格段に反対すべき事由がない限り、申請された疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定することになりました。

ア被爆地点が爆心地より約1.5 km以内である者

①放射線白内障(加齢性白内障を除く)

※上記(1)から(3)以外の場合が認められないということではありません。

上記に該当しない申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活暦等を総合的に勘案して、個別に放射線起因性を総合的に判断します。

3 申請手続きについて

提出書類

- (1)認定申請書(記載内容は下記①参照)
 - *被爆後から現在までの健康状態に関する客観的な資料がある場合は資料添付
- (2) 原爆症認定申請に必要な添付書類一覧表
- (3)意見書

(医師に申請する病気について書いてもらいます。詳しくは②参照)

- (4) 申請する病気またはけがの検査成績を記載した書類(詳しくは③参照)
- (5) 医療特別手当認定申請書(同時申請を行う場合)
 - *同時申請の場合は、診断書(医療特別手当用)は省略できます。
- (6)被爆者健康手帳の写し
 - *氏名、住所が記載されている箇所及び被爆地名が記載されている箇所の写し

① 認定申請書の記入内容 *申請書に書ききれない場合は、別紙に記載して添付できます。

記入欄	記入内容
負傷または疾病の名	原爆症の申請をする病名等を記入します。
称	申請する疾病等が複数ある場合は全ての病名等を記入
	*医師が記載する意見書の疾病名と一致させてください。
被爆時の状況	○被爆をした地点及びその周囲の状況について記載
	○入市の場合には、入市日、入市の時刻、入市経路及びその後の行
	動、滞在期間等を記載
被爆直後の症状及び	○被爆直後の症状
その後の健康状態の	○被爆後から現在までの健康状態、病歴等
概要	*上記について医療を受けていたり、様々な調査を受けていたこと
	により、客観的な資料がある場合は併せて添付してください。
	*ABCC で治療を受けていたり調査を受けた方は(公財)放射線影
	響研究所に記録がある場合があります。資料請求については直接
	(公財)放射線影響研究所にお問い合わせください。
	広島 082-261-5006
	長崎 095-822-7849

② 意見書の記載内容

担当医師に下記の記載上の注意点に従って記入してもらいます。

記入欄	記載上の注意点
既往症	過去の病気及びその時期などについて具体的な内容を記入してください。
現症所見	現在の症状・所見及び診断の根拠、症状の履歴・経緯などについて具体的
	に記入してください。
当該負傷又は	当該負傷又は疾病が放射線に起因すると考える場合には、その根拠を記入
疾病に関する	してください。
原子爆弾の放	なお、根拠等が不明な場合には特段の記載が無くとも差し支えないです。
射線起因性等	*「当該負傷又は疾病に関する原子爆弾の放射線起因性等」とは、当該負
についての医	傷・疾病が放射線に起因するか否か、又は放射線に起因するものでない
師の意見及び	場合においてその者の治癒能力が原子爆弾の放射線の影響を受けてい
その理由	るか否かをいうものです。
必要な医療の	可能な限り詳細に記入してください。
内容及び期間	○現在の治療内容(投薬内容等)を具体的に記載
	○手術を既に行っている場合
	手術の施行年月日及び術式名を記載して下さい。
	○将来的に手術を予定、検討している場合
	手術の予定時期及び術式名を記載して下さい。

③ 申請する病気またはけがの検査成績を記載した書類

次に該当する書類を医師に依頼して添付して下さい。

- 申請する病気等の診断の根拠となった検査、画像診断又病理診、その他検査結果に関する報告書等の写し
- 手術を既に行っている場合は、当該手術の所見に関する報告書(病理所見を含む)等の 写し

※個々の内容によっては、別に厚労省から追加提出を求められる場合があります。

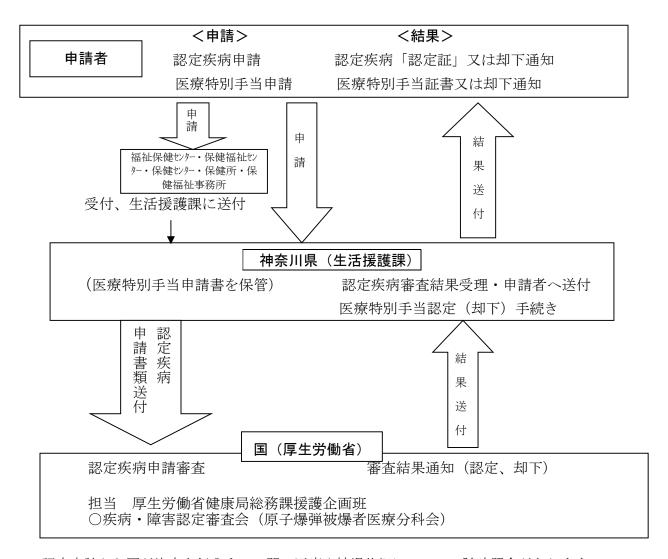
<疾病群ごとに添付が必要となる書類等の例示>

病名	必要となる書類例
白血病	○骨髄穿刺を実施している場合
	骨髄像の所見に関する報告書の写し
	○特殊染色検査等を実施している場合
	特殊染色検査等の報告書の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
胃がん、大腸	○病理組織検査(以下「組織診」という。)を実施している場合
がん、乳がん、	組織診の報告書の写し
食道がん、卵	○画像診断等の報告書の写し
巣がん、尿路	(ただし、胃がん、大腸がん又は食道がんの場合にあっては、内視鏡検
系がん	査等の報告書の写しを、卵巣がん又は尿路系がんの場合にあっては、腫
	瘍マーカー等の検査の報告書の写しも併せて必要とします。)
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し
甲状腺がん	○組織診を実施している場合
	組織診の報告書の写し(組織診を実施していない場合であって、病理細
	- 胞検査(以下「細胞診」という。)を実施している場合には細胞診の報告
	書等の写し)
	○甲状腺ホルモン等の検査及び画像診断等の報告書の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し
肺がん	○組織診を実施している場合
	組織診の報告書の写し(組織診を実施していない場合であって、細胞診
	を実施している場合には細胞診の報告書等の写し)
	○腫瘍マーカー等の検査、内視鏡検査及び画像診断等の報告書の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し
	○喫煙歴等の生活歴、鉱夫等の職業歴その他肺がんの発生に影響を及ぼす
	可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあっては、当該生活歴、
	職業歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らかにすることができ
	る書類(意見書の記載が十分にできなかった場合に添付して下さい。)
肝臓がん	○組織診を実施している場合
	組織診の報告書の写し
	○腫瘍マーカー、肝炎ウイルスマーカー等の検査及び画像診断等の報告書
	の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し(ただし、肝切除術を実施していない場合にあっては、肝動脈塞栓
	術又はエタノール、マイクロ波による局所療法等の報告書の写し)
	○輸血歴、手術歴等の治療歴、飲酒歴等の生活歴その他肝臓がんの発生に
	影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあって
	は、当該治療歴、生活歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らか
	にすることができる書類(意見書の記載が十分にできなかった場合に添
	付して下さい。)

	神宗川泉僧性 1 ともからい 向僧性 引生行
皮膚がん	○組織診を実施している場合
	組織診の報告書の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し
その他の悪性	○組織診を実施している場合
新生物	組織診の報告書の写し(組織診を実施していない場合であって、細胞診
	を実施している場合には細胞診の報告書等の写し)
	○その他診断の根拠となった検査及び画像診断等の報告書の写し
	○治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
	写し
内分泌系の疾	○副甲状腺ホルモン等の検査及び画像診断等の報告書の写し
病(副甲状腺	○手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の
機能亢進症)	写し
視覚系の疾病	○視力検査(現在の裸眼視力及び矯正視力)
(放射線白内	○細隙灯顕微鏡検査による水晶体等の所見が確認できる写真又はスライド
障)	○眼底検査を実施している場合
1-1-7	眼底所見に関する検査報告書の写し
	○糖尿病、副甲状腺機能亢進症等の罹患歴、ステロイドの長期投与等の治
	療歴その他白内障の発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が
	認められる場合にあっては、当該罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関
	する医師の所見を明らかにすることができる書類(意見書の記載が十分)
	にできなかった場合に添付して下さい。)
) 4 M T O	
心・血管系の	〇心電図検査の報告書
疾病(心筋梗	〇トロポニン・CK-MB 等の血液検査の報告書
(塞)	○冠動脈造影検査、左膝造影検査の報告書
	○画像診断等(胸部X線検査、心臓超音波検査等)の報告書
	○心機能検査(心筋シンチグラム、負荷心電図等)の報告書
	※以上の報告書は、急性期の報告書となります。
	○冠動脈バイパス手術、経皮的冠動脈形成術等を実施している場合にあっ
	ては、当該手術の所見に関する報告書
	○高血圧、脂質異常症、糖代謝異常等の罹患歴、喫煙歴その他心筋梗塞の
	発症に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあ
	っては、当該罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明
	らかにすることができる書類
その他の疾病	
	○申請される疾病等の診断の根拠となった検査、画像診断又病理診、その
等	○申請される疾病等の診断の根拠となった検査、画像診断又病理診、その 他検査結果に関する報告書等の写し
等	
等	他検査結果に関する報告書等の写し
等	他検査結果に関する報告書等の写し ○手術を既に行っている場合は、当該手術の所見に関する報告書(病理所

申請手続きの流れ

- ①申請者は、お住まいの地域の被爆者援護手続き窓口(窓口一覧参照)を通して又は直接、神奈川県(生活援護課)に申請書類を提出します。
- ②神奈川県から厚生労働省へ認定疾病申請書類を送付します。
- ③厚生労働省で認定疾病の審査を行います。
- ④審査結果は、厚生労働省から神奈川県に送付されます。
- ⑤神奈川県は厚生労働省からの認定疾病の審査結果を申請者に送付するとともに、認定疾病の審査 結果に応じて医療特別手当の手続きをします。



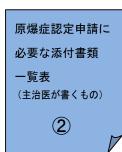
認定申請から国が決定を行うまでの間、医療や被爆状況についての随時照会があります。 また、国が決定するまでには期間を要しておりますので、ご了承ください。

※参考 提出書類

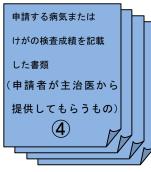
- ① 認定申請書(様式第五号(第十二条関係))
- ② 原爆症認定申請に必要な添付書類一覧表
- ③ 意見書 (様式第六号(第十二条関係))
- ④ 申請する病気またはけがの検査成績を記載した書類
- ⑤ 医療特別手当認定申請書(様式第九号(第二十九条関係)) ※同時申請の場合は、診断書(医療特別手当用)は省略できます。
- ⑥ 申請者の被爆者健康手帳の写し

【標準的な提出書類のイメージ図】













4 認定疾病に対する医療の給付について

認定を受けた病気やけがについては、認定疾病指定医療機関で受診することになります。(治療を受けている医療機関が指定を受けていない場合は、県から医療機関に手続きをお願いしています。)医療機関に「認定証」を提出します。

認定疾病の認定を受けた病気やけがに対する医療は、国が 10 割負担することになります。 ※通常、「健康保険証」と「被爆者健康手帳」を使って自己負担なしで医療を受けているのは「一般疾病医療」であり、「認定疾病医療」と扱いが異なります。

5 医療特別手当について

認定疾病が認定されると、認定された病気やけがの状態が続いている間、医療特別手当の支給が受けられます。

申請手続きは、認定疾病申請と同時に行うことができます。